

福岡県公報

平成19年6月20日
第2692号

目次

告示(第1212号—第1235号)

土地改良区の解散の認可	(農地計画課) 1
土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農地計画課) 1
福岡県建築都市関係手数料条例別表備考4の規定に基づき知事が告示する構造計算	(建築指導課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 3
公共測量の終了	(土木管理課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 7
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 8
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 8
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の名称等	(建築指導課) 8

監査委員

包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課) 8
---	--------------	---------

正誤

保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知(平成19年3月福岡県告示第707号)中正誤 9
--	---------

告示

福岡県告示第1212号
 次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福地土地改良区	平成19年6月4日
沖出土地改良区	

福岡県告示第1213号
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成19年6月8日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において

準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
飯塚市上三緒黒の内土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成19年6月20日から 平成19年7月19日まで	飯塚市役所

福岡県告示第1214号

福岡県建築都市関係手数料条例（平成12年福岡県条例第39号）別表備考4の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第1項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち知事が告示するものを次のように定め、この告示の日から施行する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成12年10月建設省告示第2009号）で定める構造計算
- 2 エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件（平成17年6月国土交通省告示第631号）で定める構造計算

福岡県告示第1215号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字口ヶ坪3539 - 1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎三丁目9番49号

株式会社 箱崎薬局 代表取締役 馬場 智弘

福岡県告示第1216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この告示の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 イオンスーパーセンター志摩店
 - (2) 所在地 福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1217号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区地内	平成19年2月26日

福岡県告示第1218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区地内	平成19年2月26日

福岡県告示第1219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区上吉田	平成19年3月30日

福岡県告示第1220号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字原田811番1から811番7まで、832番4、832番11、832番32、832番43から832番47まで、832番49、832番50、832番54から832番56まで、832番60、832番62から832番66まで、833番2、833番4から833番15まで、836番1、836番3から836番47まで、846番2から846番11まで、863番1から863番3まで、864番2、864番5、864番7、864番8、865番1、868番1、868番3、868番4、1278番6並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
株式会社ユニディオコーポレーション 代表取締役 河内 英聡

福岡県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年6月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	久留米筑紫野線	朝倉郡筑前町朝日384番1先から筑紫野市大字下見2番1先まで
那珂	久留米筑紫野線	筑紫野市大字下見2番1先から同市大字下見303番1先まで

福岡県告示第1222号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人京都ドリーム21

(2) 代表者の氏名

定石 光治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大字矢留619番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行橋市・京都郡地域住民に対して、地域歴史の調査研究に関する事業や地域の情報技術発展の推進を図る事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1223号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人筑紫原爆被害者の会

(2) 代表者の氏名

本多 八郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市二日市北4丁目1番7-403号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、原子爆弾による被害者及びその家族の、健康、生活その他の相談に応じながら、人類にとって不必要な核兵器の廃絶を訴え、被爆体験を通して、平和の大切さを広く継承していくことを目的とする。

福岡県告示第1224号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人武光福祉会

(2) 代表者の氏名

川上 嘉康

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町高田2315番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や児童青少年をはじめとする一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業などの福祉の増進を図る事業を行うとともに、福祉教育の推進、健康に暮せるまちづくりを図り、もっ

て公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1225号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 ふくおかウェブサービス

(2) 代表者の氏名
安河内 竹志

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目23番12号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、情報化社会を推進し、通信インフラ基盤の整備、情報格差の抑制といった様々な課題に取り組むため、これまでに培ってきたインターネットの技術を活用した、ソフト開発・運用方法を確立し、災害時の支援活動をはじめ、地域の高齢者や、障害者等の支援のためのより有効なネットワーク作りを構築すると同時に、多くの人々が、様々な場面で、即時にインターネットの情報を活用できるシステムの構築と、技術の普及活動を通して、又、子どもに対して、情報インフラに関する早期の教育及びそれに付随する情操教育を行うことで、広く地域社会の安全と発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1226号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年5月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人ペルル

(2) 代表者の氏名
小串 武

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区吉塚1丁目20番3号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅で支援が必要な障がい者に対して、小規模作業所の運営、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業や地域生活支援事業などの福祉向上に関する事業を行うことにより、障がい者に仕事をする楽しみや自信を持たせ、その社会復帰を支援し、誰もが生き生きと安心して暮らせる地域社会作りに貢献することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1227号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人 Genki JACS

(2) 代表者の氏名
カービー理恵

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大名2丁目9-5 グランドビル2階

(4) 定款に記載された目的
この法人は各国からの留学生及び在留外国人に対し、その受け入れ、育成、支援、交流に関する事業を行い、留学生等の日本滞在を支援し、併せて日本人に対しても、語学講座や国際交流、海外留学支援などの事業を通して、相互理解による幅広い国際交流を進めるとともに、社会教育の推進を図り、もって日本の国際協力・貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1228号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人KFワークセンター

(2) 代表者の氏名
原田 節生

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区千代1丁目23番19号 本村ビル1F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、未就職者や失業者等に対して雇用機会の増進を支援する活動を行い、又同じ目的を有する他団体との連携を図りながら福岡県の完全失業率の低減を目指すことを目的とする。

福岡県告示第1229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人九州補完代替医療協会

(2) 代表者の氏名
大賀 研一

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目9番1号 大賀博多駅前ビル7F

(4) 定款に記載された目的
この法人は、補完代替医療及び予防医学に関する正しい情報や生活の中での活かし方、また、世界の統合医療の動き、先端の研究情報を広く人々に対し提供しつつ、補完代替医療や予防医学啓発に関する事業を行い、人々の健康的な生活の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1230号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 ミュージアムIPMサポートセンター

(2) 代表者の氏名

井上 誠男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市石崎3丁目8番35号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、文化財を後世に守り伝えるための施設である博物館、美術館、展示館等の文化財保存展示施設における総合的有害生物管理（以下IPMという）を支援し、貴重な歴史的遺産である文化財の保存、展示環境の維持向上を図り、広く社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1231号

柳川市昭代干拓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住 所
待鳥 義信	柳川市吉原374番地2
高田 善光	" 古賀157番地1
古賀 正道	" 南浜武648番地5
椋島 美實	" " 305番地

荒巻 善辰	" 吉原512番地
大曲 直之	" " 127番地1
金子 九州男	" 久々原443番地
伊藤 一徳	" " 615番地1
高田 正俊	" 七ツ家1117番地6
椋島 績	" 久々原84番地1
椋島 完治	" 昭南町245番地

2 就任監事

氏名	住 所
松本 秀弘	柳川市南浜武328・329番地合併1
荒巻 文男	" 吉原55番地
梅崎 仁登士	" 七ツ家98番地4

福岡県告示第1232号

八女地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
野上 邦彦	八女市大字本983番地、984番地合併1
江嶋 敏光	" 大字本1403番地
川口 英人	" 大字黒土264番地5
古賀 勝典	" 大字本2888番地
平嶋 登	" 大字大籠352番地
樋口 安則	" 大字本553番地3

溝田 一 徳	" 大字鶴池199番地
--------	-------------

2 退任監事

氏 名	住 所
野 上 治 男	八女市大字本851番地
松 延 政 勝	" 大字今福1257番地10

3 就任理事

氏 名	住 所
野 上 邦 彦	八女市本983番地、984番地合併 1
樋 口 安 則	" 本553番地 3
平 嶋 登	" 大籠352番地
古 賀 勝 典	" 本2888番地
國 武 勲	" 本686番地
中 嶋 外 弘	" 本1400番地 1
池 田 朋 次	" 宅間田473番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
野 上 治 男	八女市本851番地
松 延 政 勝	" 今福1257番地10

福岡県告示第1233号

穂波土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第19号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年 6 月20日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
水 間 緑 郎	飯塚市津原980番地

福岡県告示第1234号

筑後東部第2期土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年 6 月20日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
水 町 好	筑後市大字下妻516番地 9

福岡県告示第1235号

建設基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように公示する。

平成19年 6 月20日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	指定構造計画適合性判定機関の名称	指定構造計画適合性判定機関の住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始日
1	財団法人福岡県建築住宅センター	福岡市中央区天神1丁目1番1号	福岡市中央区天神1丁目1番1号	平成19年6月20日

監 査 委 員

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり

告示する。

平成19年6月20日

福岡県監査委員

同

同

福岡県監査委員職務執行者

工藤 壽文

進谷 庸助

伊藤 龍峰

後藤 元秀

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

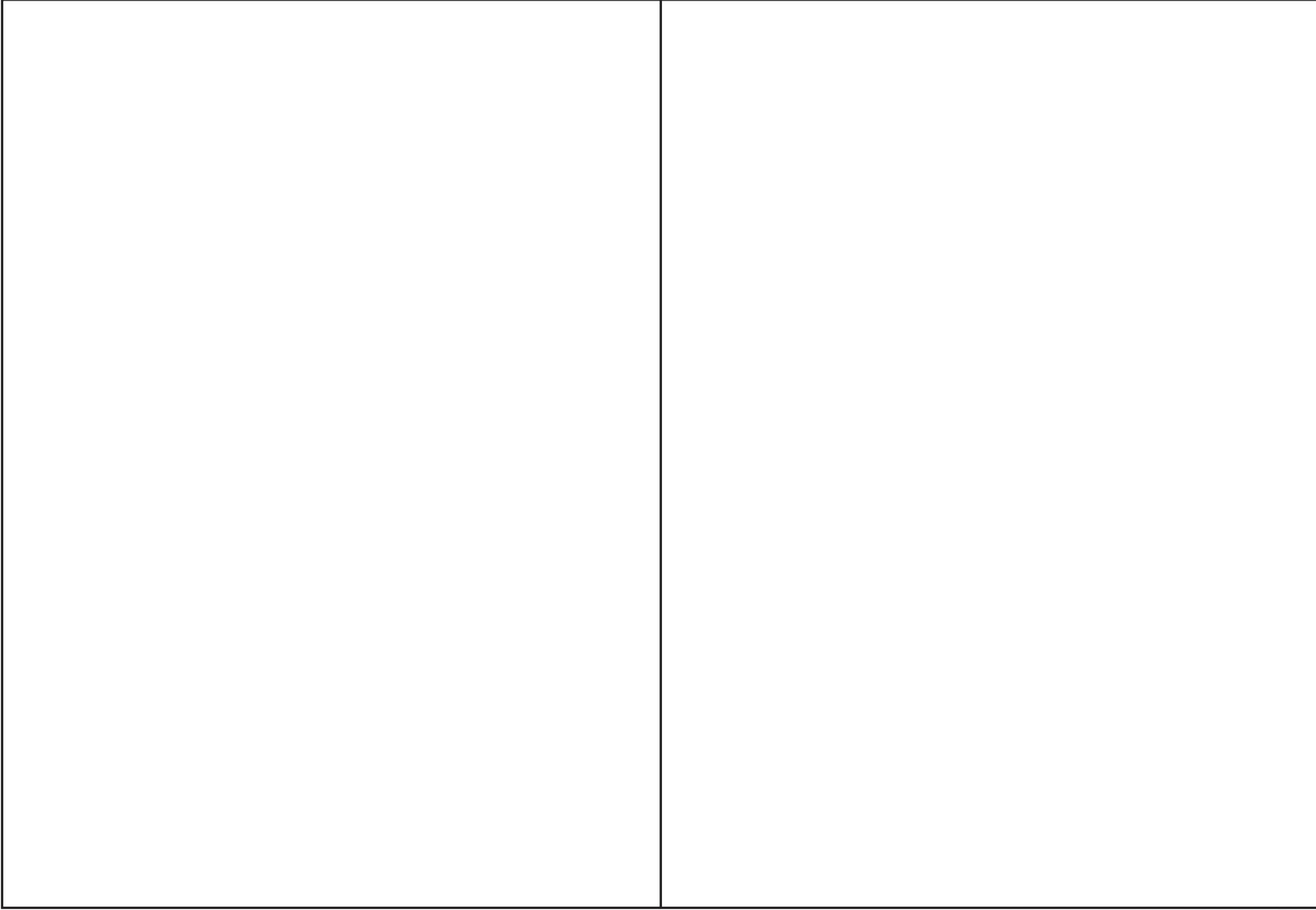
氏名	住所
清水 秀幸	福岡市中央区今川一丁目6番16-601号

兼松 久	福岡市中央区薬院二丁目3番18-406号
百田 洋二	福岡市西区内浜一丁目6番5-1001号
堀 芳郎	福岡市早良区昭代三丁目4番32号
清水 剛	福岡市南区横手二丁目6番27号
諏訪原 功一郎	小郡市大崎853番地22
山本 智子	糟屋郡粕屋町袖須114-1

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成19年6月11日から平成20年3月31日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・3・30	2659	告示	707	18			8		字宮原845、840の2、字四郎丸797、801、字宮原839地先、845地先	字宮原845、字四郎丸797、801、840の2、字宮原842地先（次の図に示す部分に限る。）
							15		241の1、237地先	241の1



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています